

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 退職金の分割払

Q：当社の取締役が退職し、株主総会において退職金の額が承認決議されましたが、資金繰りの関係上、3年にわたって分割して支払うこととしました。

この場合、退職金の損金算入時期はいつになるのでしょうか。

A：役員退職給与は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度において損金算入することができるほか、実際に支給した日の属する年度においても損金算入することができます。

#### 【解説】

役員退職給与は、損金経理をした金額のうち不相当に高額な部分を除き、損金算入が認められています。

その損金算入時期については、原則として、株主総会の決議等によりその金額が具体的に確定した日の属する事業年度とされています。

しかし、株主総会の決議等により退職給与の額が具体的に確定していても、役員であるがゆえ、資金繰りがつくまでは実際に支給しないこともあり得るところから、退職給与の金額が不相当に高額であるものは別として、法人がその退職給与の額を支給した日の属する事業年度において支給した額につき損金経理をしたときはこれを認めることとされています。

